各都道府県医政主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長 (公 印 省 略)

# 特定医療法人の承認要件の見直し等について

平成30年度税制改正の大綱(平成29年12月22日閣議決定)に基づき、特定医療法人の承認要件については、所要の見直しを行うこととなりました。これに伴い、「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準の一部を改正する件(平成30年厚生労働省告示第133号)」が告示され、その内容については、本年3月27日付で「「医療法施行規則の一部を改正する省令」等の公布について(平成30年医政発0327第23号厚生労働省医政局長通知)」において通知したところです。

これを受けて、関係する通知について下記第1のとおり改正し、本年4月1日から 適用することといたしましたので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努 めていただくようお願いいたします。

また、介護保険法の改正により創設された介護医療院が平成30年4月1日より施行されること等に伴い、その他の既往通知についても下記第2のとおり所要の改正を行い、本年4月1日から適用することといたしましたので、併せて適正な運用に努めていただくようお願いいたします。

記

# 第1 特定医療法人に係る改正について

○「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」 (平成15年医政指発第1009001号) 別添1

# 第2 その他の既往通知の改正について

- ○「医療法人における事業報告書等の様式について」(平成 19 年医政指発第 0330003 号)別添 2
- ○「地域医療連携推進法人の定款例について」(平成29年医政支発0217第1号)別添3
- ○「地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について」 (平成 29 年医政支発 0217 第 3 号) 別添 4

# 第3 経過措置

第1については、医療法人の平成30年4月1日以降に始まる事業年度について適用し、医療法人の同日前に開始した事業年度については、なお従前の例によることとする。

別添 1

〇「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」(平成15年10月9日医政指発第100901号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後 改 正 前

別添 1

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大 臣が財務大臣と協議して定める基準

(平成15年厚生労働省告示第147号)

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働 大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当する こととする。

- ー その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。
  - イ 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26 条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額 (労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診 療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている 場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10 以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)、健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う 同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以 下イにおいて同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。)、予防接種法(昭和23年

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大 臣が財務大臣と協議して定める基準

(平成15年厚生労働省告示第147号)

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働 大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当する こととする。

- その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。
  - イ 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26 条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額 (労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診 療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている 場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10 以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)及び健康増進法(平成 14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行 う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。) に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によ っている場合に限る。)の合計額が、全収入金額の100分の80を超

法律第68号)第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種(平成29年厚生労働省告示第314号)に定める予防接種に係る収入金額、助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げる保険給付に係る収入金額を除く。)の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

ロ~二 (略)

二(略)

えること。

二 (略)

改 正 後	改 正 前
別添 2	別添 2
租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大 臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願	租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願
平成 年 月 日	平成 年 月 日
厚生労働大臣 殿	   厚生労働大臣   殿
申請者名印	申請者名印
租税特別措置法第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が 財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証 明願います。	租税特別措置法第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が 財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証 明願います。
記	記
1 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条 第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬 (当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は 当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合 をいう。)の場合に限る。)を含む。)、健康増進法(平成14年法律第1	1 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条 第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬 (当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は 当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合 をいう。)の場合に限る。)を含む。)及び健康増進法(平成14年法律第

03号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下1において同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。)、予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種(平成29年厚生労働省告示第314号)に定める予防接種に係る収入金額、助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(一の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げる保険給付に係る収入金額を除く。)の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

- 2 自費患者(社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る 患者以外の患者をいう。)に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同 一の基準により計算されること。
- 3 医療診療(社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。)により収入する金額が、医師、看護師等の給与、 医療の提供に要する費用(投薬費を含む。)等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。
- 4 役職員一人につき年間の給与総額(俸給、給料、賃金、歳費及び賞与 並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。)が3,600万円を超 えないこと。
- 5 その医療施設のうち一以上のものが、次のいずれかに該当すること。 (該当する項目欄の□を塗りつぶすこと。)
- □ 病院であって、40人以上の患者を入院させるための施設を有する こと。

103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に 規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。)に係る収入金額(当 該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。) の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

- 2 自費患者(社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る 患者以外の患者をいう。)に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同 一の基準により計算されること。
- 3 医療診療(社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。)により収入する金額が、医師、看護師等の給与、 医療の提供に要する費用(投薬費を含む。)等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。
- 4 役職員一人につき年間の給与総額(俸給、給料、賃金、歳費及び賞与 並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。)が3,600万円を超 えないこと。
- 5 その医療施設のうち一以上のものが、次のいずれかに該当すること。 (該当する項目欄の口を塗りつぶすこと。)
  - □ 病院であって、40人以上の患者を入院させるための施設を有する こと。

□ 専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診	□ 専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診
療を行う病院であって、30人以上の患者を入院させるための施設を	療を行う病院であって、30人以上の患者を入院させるための施設を
有すること。	有すること。
□ 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条第1項	□ 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条第1項
の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。	の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。
□ 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所	□ 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所
である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施	である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施
設を有すること。	設を有すること。
6 各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有	6 各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有
する病床数の100分の30以下であること。	する病床数の100分の30以下であること。
申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。	申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。
平成 年 月 日	平成 年 月 日
厚生労働大臣印	厚生労働大臣印

改	正	後	改	正	前

「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働 大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願」の 申請要領等

第1 (略)

## 第2 記載要領

- ・ 書類の作成に当たっては、付表に記載されている注意事項に留意して ください。
- ・ 付表 1 、2 及び 4 は、複数の病院、診療所、介護老人保健施設及び介 護医療院を有している場合には、それぞれごとに記載してください。
- 記載しきれない場合には、別葉に新たに欄を設けて使用してください。

第3 (略)

「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働 大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願」の 申請要領等

## 第1 (略)

## 第2 記載要領

- ・ 書類の作成に当たっては、付表に記載されている注意事項に留意して ください。
- ・ 付表 1、2 及び 4 は、複数の病院、診療所<u>及び</u>介護老人保健施設を有 している場合には、それぞれごとに記載してください。
- ・ 記載しきれない場合には、別葉に新たに欄を設けて使用してください。

第3 (略)

	ī	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	後					改	正	前		
					付表1							付表1
	証明願記	<b>21及び2に</b>	係る添付書	類				証明願意	1 2 7 2 7 2 7 2 7 2 7 2 7 2 7 2 7 2 7 2	係る添付書	類	
		由建学友			<b>⊆</b> n				申請者名			卸
					. Hı							<u> </u>
		住 所							任 別			_
以下のとおり相違を	うりません。					以下の	りとおり相違は	ありません。				
1 診療収入の明細	(自平成 年	月 日 至平成	年 月 日)			1 診療4	又入の明細	(自平成 年	月 日 至平成	年 月 日	)	
病院、診療所 <u>、</u> 介護老人保健施設 <u>及び介護医療院</u> 名等	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	診療割合	介護老	診療所 <u>及び</u> 人保健施設 名等	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	診療割合
	社会保険診療	円	円	円	%			社会保険診療	円	P	P	9 %
	労災保険診療							労災保険診療				
	健康診査							健康診査				
	<u>予防接種</u> <u>助産</u>							自由診療等				
	<u> </u>							社会保険診療				
	自由診療等							労災保険診療				
	社会保険診療							健康診査				
	労災保険診療							自由診療等				
	健康診査							社会保険診療				
	予防接種							労災保険診療				
	助産							健康診査				
	<u>介護事業</u>							自由診療等				
	自由診療等							社会保険診療			1	<u>(5)</u>
	社会保険診療							労災保険診療			2	<u>(6)</u>
	労災保険診療						合計	健康診査			3	<u>(7)</u>
	健康診査							自由診療等			<u>(4)</u>	1
	<u>予防接種</u>							計				100%
	<u>助産</u>								1	1	ı	
	介護事業											
	自由診療等											
	社会保険診療			1	<u>(8)</u>							
	労災保険診療		·····	2	9							
	健康診査			3	<u>10</u>							
合計	予防接種			<u>4</u>	<u>11)</u>							
台計	<u>助産</u>			<u>5</u>	<u>12</u>							
	<u>介護事業</u>			<u>6</u>	<u>13</u>							
	自由診療等		9	<u>(7)</u>								
	# <del> </del>				100%							
	1	l										

#### (記載上の注意事項)

- (1) 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあっては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の診療について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名等の別に記載すること。
- (2) 収入金額計①<u>~⑦</u>の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益及び附帯業務事業損益にかかる 事業収益の合計額と一致すること。

#### 2 自費患者に対し請求する金額

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により 計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- 同一基準による。
- 同一基準によらない。
- 3 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- 同一基準による。
- ・同一基準によらない。

#### 4 健康診査に係る診療収入の証明

健康保険法	円	私立学校教職員共済法	円
船員 <u>保険</u> 法	円	学校保健 <u>安全</u> 法	円
国民健康保険法	円	母子保健法	円
国家公務員共済組合法	円	労働安全衛生法	円
地方公務員等共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
計	円	計	円
		健康診査に係る診療収入合計 14	円

#### (記載上の注意事項)

○ ③が
④と一致すること。

#### 5 予防接種に係る診療収入の証明

<u>定期の予防接種等</u>		任意の予防接種のうち告示に定	<u>'めるもの</u>
定期接種	<u>H</u>	<u>麻しん</u>	田
<u>臨時接種</u>	円	風しん	円
	<u> </u>	<u>インフルエンザ</u>	円
	<u>H</u>	おたふくかぜ	円
	<u>H</u>	ロタウイルス感染症	円
<u>計</u>	<u>H</u>	<u>計</u>	円
		予防接種に係る収入合計 ⑮	円

#### (記載上の注音事項)

① ④が頂と一致すること。

#### (記載上の注意事項)

- (1) 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあっては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の診療について病院、診療所及び介護老人保健施設名等の別に記載すること。
- (2) 収入金額計① ② ③ ④の合計額が、損益計算書の「医業収益」の合計額と一致すること。

#### 2 自費患者に対し請求する金額

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により 計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- 同一基準による。
- 同一基準によらない。

#### 3 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- 同一基準による。
- ・同一基準によらない。

#### 4 健康診査に係る診療収入の証明

健康保険法	円	私立学校教職員共済法	円
船員保健法	円	学校保健法	円
国民健康保険法	円	母子保健法	円
国家公務員共済組合法	円	労働安全衛生法	円
地方公務員等共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
<b>1</b>	円	計	円
		健康診査に係る診療収入合計 8	円

#### (記載上の注意事項)

(1) ③が8と一致すること。

#### 6 助産に係る診療収入の証明

	<u>分娩件数</u>	助産に係る	<u>収入金額</u>	
自由診療のうち助産に係る収入	<u>16</u>	<u>件</u>	<u>(17)</u>	円
分娩件数(⑥)×50万円			(18)	円

## (記載上の注意事項)

○ ⑤が⑪又は⑱の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

#### 添付資料

○ 診療報酬規程

## 7 介護保険法のサービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の証明

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	田	居宅サービス事業	田
地域密着型サービス事業	田	地域密着型サービス事業	田
介護予防サービス事業	田	介護予防サービス事業	田
地域密着型介護予防サービス事業	田		
<u>計</u>	円	<u></u>	田
		介護事業に係る収入合計 19	田

#### (記載上の注意事項)

○ ⑥が⑪と一致すること。

## 添付書類

- 上記「1診療収入の明細」の事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。)
- 診療報酬規程

## 添付書類

- 上記「1診療収入の明細」の事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。)
- 診療報酬規程

	改	正	後				改	正	前		
					付表2						付表
	証明原	頁記3に係る	添付書類				証明原	質記3に係る	添付書類		
		申請者名						申請者名			印
		住 所						住 所			
以下のとおり相違あり	ません。					以下のとおり相違あ	りません。				
経費の額等の明細 (	自平成 年 月	日 至平成	年 月 日)			経費の額等の明細	(自平成 年 月	日 至平成	年 月 日)		
病院、診療所、介護	no de 36 de 1 - Lin	患者の	ために直接必要な	経費の額	如人	## A 45 - 17 - 17 - 18 - 18 - 18 - 18 - 18 - 18	resettation and a	患者の	ために直接必要な網	<b>圣費の額</b>	41/
老人保健施設 <u>及び介護医</u> <u>療院</u> 名等	医療診療により 収入する金額	医師、看護師等 の給与	医療の提供に要 する費用(投薬 費を含む)	合計	割合 ①/2	病院、診療所 <u>及び</u> 介護 老人保健施設名等	医療診療により 収入する金額	医師、看護師等 の給与	医療の提供に要 する費用(投薬 費を含む)	合計	割合①/①
	円	円	1	Ħ	円 %		円	円	р	3	円
					%						
					%						
合計	0			2	%	合計	0			2	
<ul><li>① 前事業年度(新設法人療について病院:診療所)</li><li>② 医療診療により収入すさ</li><li>③ 患者のために直接必要</li></ul>	、介護老人保健施設 <mark>及び</mark> る金額合計①が、損益計算	<mark>介護医療院</mark> 名等の別に 算書の「医業収益」の合詞	記載すること。 計額と一致すること。			① 前事業年度(新設法 療について病院、診療所 ② 医療診療により収入す ③ 患者のために直接必!	「 <mark>及び</mark> 介護老人保健施設なる金額合計①が、損益計	名等の別に記載すること。 算書の「医業収益」の合語	計額と一致すること。		
添付書類   上記「経費の額 貸借対照表、剰余。   就業規則、給与	金処分計算書)					添付書類 ○ 上記「経費の額 貸借対照表、剰分	金処分計算書)	F度の決算書類(財 )規則(給与の額)			

	改	正	<b>É</b>		改	正	前
			付表3				付表3
	証明願	記4に係る添付書類	<u> </u>		証明願	記 4 に係る添付書	類
		申請者名				申請者名	
		住 所				住	
以下のとおり相違	ありません。			以下のとおり相違る	ありません。		
雅員に対する給	与明細 (自平成	年 月 日 至平成	年 月 日)	役職員に対する給与	5明細 (自平成	年 月 日 至平成	年 月 日)
氏名	役付名	前事業年度の給与支給総額①	備考 ※新規承認法人は、承認申請をする事業年度 の給与支給予定総額を記載	氏名	役付名	前事業年度の給与支給総額	(備考) ※新規承認法人は、承認申請をする事業年度 の給与支給予定総額を配載
合計		2		合計		2	
診療について病院、診 新たに承認を受けよ 与支給予定総額を記載 役付名の欄には、防 給与支給総額には、 役員と職員を兼ねて	療所、介護老人保健施設 うとする法人にあっては、他 敢すること。 定長、看護師長及び事務ま すべての手当等の金額。 いる場合は、それぞれの		たること。 シとする事業年度の給 ること。	診療について病院、診 ② 新たに承認を受けよ 与支給予定総額を記載 ③ 役付名の欄には、院 ④ 給与支給額には、 ⑤ 役員と職員を兼ねて ⑥ 損益計算書の「常勤 すること。	療所 <mark>及び</mark> 介護老人保健 うとする法人にあっては、化 さすること。 長、看護師長及び事務: すての手当等の金額 いる場合は、それぞれの 職員給与費」、「非常勤」		ようとする事業年度の給 ること。 に係る役員・職員を全員記入

	改	正 後			改	正	前	
			付表4					付表4
	証明願記(	6 に係る添付書類			証明願記6	- K - X X 4	<b>+</b> #	
		申請者名			証 別 願 記 り	,		CB.
		住 所				申請者名		
以下のとおり相違ありませ	·ん。			以下のとおり相違ありませ	+ /	生 月		
特別の療養環境に係る病尿	床の明細 (自平成 年	月 日 至平成 年	月 日)	特別の療養環境に係る病	-	: 8 9 5	亚成 在	H H)
病院、診療所、介護老人保健 施設 <u>及び介護医療院</u> 名	差額料あり①	差額料なし②	差額ベッド割合	病院、診療所 <u>及び</u> 介護老人保 健施設名	差額料あり①	差額料なり		差額ベッド割合
	床	床	%		Б	=	床	%
							215	,,
合計			3	승카		1	3	
こと。 ③ 介護保険適用病床がある場合 すること。 ④ 介護老人保健施設 <u>又は介護</u>	たは、医療保険適用病床と介護 医療院にあっては、特別な療養 も、全体の定員数に対する特別	を受けようとする事業年度について 保険適用病床のそれぞれについて (宝に係る定員数を①に記載し、それ た嫁養に係る定員の割合は30%)	内訳を記載 ル以外の定員数を②に記載す	老人保健施設名の別に記載す ② 新たに承認を受けようとする こと。 ③ 介護保険適用病床がある場 すること。 ④ 介護老人保健施設にあって ること。なお、その場合であっ と要件を満たさないので留意。	法人にあっては、法人税率の軽 合は、医療保険適用病床と介記 は、特別な療養室に係る定員数 でも、全体の定員数に対する特	雙保険適用病床のそれなを①に記載し、それら	ぞれについて内記	訳を記載 こ記載す
添付書類 ○ 上記「特別の療養環境	に係る病床の明細」の事刻	業年度に係る厚生労働省が3	英施する施	添付書類				
設基準の届出状況等の報 の写し	吸告における特別の療養 <b></b> 野	環境の提供に係る調査票(別	紙様式4)	<ul><li>○ 上記「特別の療養環境 設基準の届出状況等の の写し</li></ul>				

○「医療法人における事業報告書等の様式について」(平成19年医政指発第0330003号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後

- 1 医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第51条第1項の 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取 引の状況に関する報告書並びに第46条の4第7項第3号の監査報告書の 様式を次のとおり定めたこと。
  - (1) ~ (2) (略)
  - (3) 貸借対照表
  - ① 病院、介護老人保健施設<u>又は介護医療院</u>を開設する医療法人 様式3-1
  - ② 診療所のみを開設する医療法人 様式3-2
  - (4) 損益計算書
  - ① 病院、介護老人保健施設<u>又は介護医療院</u>を開設する医療法人 様式4-1
  - ② 診療所のみを開設する医療法人 様式4-2
  - (5) ~ (6) (略)

2~3 (略)

1 医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第51条第1項の 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取 引の内容に関する報告書並びに第46条の4第7項第3号の監査報告書の

正

前

様式を次のとおり定めたこと。

(3) 貸借対照表

(1) ~ (2) (略)

① 病院<mark>又は</mark>介護老人保健施設を開設する医療法人 様式3-1

改

- ② 診療所のみを開設する医療法人 様式3-2
- (4) 損益計算書
- ① 病院<u>又は</u>介護老人保健施設を開設する医療法人 様式4-1
- ② 診療所のみを開設する医療法人 様式4-2
- (5) ~ (6) (略)

2~3 (略)

〔別 紙〕		〔別 紙〕			
様式 1		様式 1			
事業	報告書		事	業 報 告	書
(自 平成○○年○○月○○	○日 至 平成○○年○○月○○日)	(自 平成	以〇〇年〇	〇月〇〇日 至 平成(	○○年○○月○○日)
1 医療法人の概要		1 医療法	人の概要		
(1) 名 称 医療法	去人〇〇会	(1) 名	称	医療法人〇〇会	
① □	□ 財団 □ 社団(□ 出資持分なし □			① □ 財団 □ ネ	土団( □ 出資持分なし
н	出資持分あり )			□ 出資持分あり	)
2 [	□ 社会医療法人 □ 特定医療法人			② □ 社会医療法人	□ 特定医療法人
	□ 出資額限度法人 □ その他			□ 出資額限度法	人 □ その他
3 [	□ 基金制度採用 □ 基金制度不採用			③ □ 基金制度採用	□ 基金制度不採用
注)	①から③のそれぞれの項目(③は社団の			注) ①から③のそれ	ぞれの項目(③は社団の
J.	タ。) について、該当する欄の□を塗りつぶ			み。) について、記	该当する欄の□を塗りつ
-9	すこと。(会計年度内に変更があった場合は			ぶすこと。(会計年	<b>平度内に変更があった場</b>
<b>翌</b>	变更後。)			合は変更後。)	
(2) 事務所の所在地 〇〇県	県○○郡(市)○○町(村)○○番地	(2) 事務原	所の所在地	○○県○○郡(市)○	○町(村)○○番地
注)	複数の事務所を有する場合は、主たる事務			注) 複数の事務所を	有する場合は、主たる事
戸	所と従たる事務所を記載すること。			務所と従たる事務	所を記載すること。
(3) 設立認可年月日 平成(	○○年○○月○○日	(3) 設立記	認可年月日	平成○○年○○月○○	日
(4) 設立登記年月日 平成(	○○年○○月○○日	(4) 設立	登記年月日	平成○○年○○月○○	日
(5) 役員及び評議員		(5) 役員2	及び評議員		
氏 名	備考		氏 名	備	考
理事長 〇〇 〇〇		理事長	00 00	)	
理事〇〇〇〇		理 事	00 00	)	
	<u>,                                      </u>	<u>                                     </u>		•	P 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

同	00 00	
同	00 00	○○病院管理者
同	00 00	○○診療所管理者
同	00 00	介護老人保健施設○○園管理者
同	00 00	○○ <u>介護医療院管理者</u>
監 事	00 00	
同	00 00	
評議員	00 00	医師 (○○医師会会長)
同	00 00	経営有識者(○○経営コンサルタント代表)
同	00 00	医療を受ける者 (○○自治会長)

- 注)1.「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
  - 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介 護老人保健施設<u>又は介護医療院</u>(医療法第42条の指定管理 者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載 すること。(医療法第46条の5第6項参照)
  - 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

# 2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設<u>又は介護医療院</u> (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	開	設	場	所	許可病床数

	$\sim$	$\bigcirc$	
同	00	00	
同	00	00	○○病院管理者
同	00	00	○○病院管理者
同	00	00	○○診療所管理者
同	00	00	介護老人保健施設○○園管理者
監 事	00	00	
同	00	00	
評 議 員	00	00	医師 (○○医師会会長)
同	00	00	経営有識者(○○経営コンサルタント代表)
同	00	00	医療を受ける者 (○○自治会長)

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第 1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しな くても差し支えないこと。
  - 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所<u>又は介護老人保健施設</u>(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。 (医療法第47条第1項参照)
  - 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

# 2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類 施設の名称 開 設 場 所 許可病床数
-------------------------

病院	○○病院	○○県○○郡(市)○○	一般病床	病院	○○病院	○○県○○郡(市)○○	一般病床
		町 (村)	○○○床			町 (村)	000床
		○○番地	療養病床			○○番地	療養病床
			○○○床				000床
			[医療保険				[医療保険
			〇〇床]				〇〇床]
			[介護保険				[介護保険
			○○○床]				000床]
			精神病床				精神病床
			〇〇床				〇〇床
			感染症病床				感染症病床
			○○床				〇〇床
			結核病床				結 核 病 床
			〇〇床				〇〇床
診療所	○○診療所	○○県○○郡(市)○○	一般病床	診療所	○○診療所	○○県○○郡(市)○○	一般病床
	【〇〇市	町 (村)	○○床		【〇〇市	町(村)	〇〇床
	(町、村)	○○番地	療養病床		(町、村)	○○番地	療養病床
	から指定		〇〇床		から指定		〇〇床
	管理者と		[医療保険		管理者と		[医療保険
	して指定		〇〇床]		して指定		〇〇床]
	を受けて		[介護保険		を受けて		[介護保険
	管理】		〇〇床]		管理】		○○床]
介護老人	○○園	〇〇県〇〇郡(市)〇〇	入所定員	介護老人	○○園	〇〇県〇〇郡(市)〇〇	入所定員
保健施設		町 (村)	〇〇〇名	保健施設		町 (村)	○○○名
		○○番地	通所定員			○○番地	通所定員

			○○名
<u>介護医療</u>	○○介護医	○○県○○郡(市)○○	<u>入所定員</u>
<u>院</u>	<u>療院</u>	町 (村)	OOO名
		○○番地	通所定員
			<u>〇〇名</u>

- 注)1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】 書で記載すること。
  - 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。
  - 3.介護老人保健施設<u>又は介護医療院</u>の許可病床数の欄は、入所 定員及び通所定員を記載すること。
- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実	施	場	所	備	考
訪問看護ステーション	00	県〇〇	郡(市	·) (		
00	○町	(村)				
	00	番地				
○○在宅介護支援セン	00	県〇〇	郡(市	·) (		
ター	○町	(村)				
【○○市(町、村)か	00	番地				
ら委託を受けて管						
理】						

注)1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に 【 】書で記載すること。

○○名

- 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を [ ]書で記載すること。
- 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所 定員を記載すること。
- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実	施	場	所	備	考
訪問看護ステーショ	001	県〇〇	郡(市)	0		
ン〇〇	○町	(村)				
	OO1	番地				
○○在宅介護支援セ	001	県〇〇	郡(市)	0		
ンター	○町	(村)				
【○○市(町、村)か	001	番地				
ら委託を受けて管						
理】						

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨 を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
- (3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受け た医療法人が行うことができる業務)

種	類	実	施	場	所	備	考
駐車場業		001	県○○	郡 (市)	00		
		町(村	寸)				
		001	番地				
料理品小売業	Ę	001	県〇〇郡	郡 (市)	00		
		町(村	寸)				
		001	番地				

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

平成〇〇年〇〇月〇〇日

平成○○年度決算の決定

平成○○年○○月○○日

定款の変更

平成〇〇年〇〇月〇〇日

社員の入社及び除名

平成〇〇年〇〇月〇〇日

理事、監事の選任、辞任の承認

平成○○年○○月○○日

平成〇〇年度の事業計画及び収支予

算の決定

平成○○年度の借入金額の最高限度

額の決定

医療機関債の発行(購入)の決定

(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する 医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その 旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
- (3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受 けた医療法人が行うことができる業務)

種	類	実	施	場	所	備	考
駐車場業		00	県〇〇	郡(市	) (		
		○町	(村)				
			番地				
料理品小売業	Ē	00	県〇〇	郡(市	) (		
		○町	(村)				
			番地				

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

平成〇〇年〇〇月〇〇日

平成○○年度決算の決定

平成○○年○○月○○日

定款の変更

平成〇〇年〇〇月〇〇日

社員の入社及び除名

平成〇〇年〇〇月〇〇日

理事、監事の選任、辞任の承認

平成○○年○○月○○日

平成〇〇年度の事業計画及び収支

予算の決定

平成○○年度の借入金額の最高限

度額の決定

IJ

医療機関債の発行(購入)の決定

注)(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、↓注)(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載 し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法 人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支え 支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
  - 注)医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、 資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の 写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を 全て明記すること。

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
  - 注)1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により 資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自ら の医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医 療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当 該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向 上するために必要である理由を記載すること。
    - 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償 還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添 付に代えても差し支えない。
- (7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇病院開設許可(平成〇〇年開院予

定)

平成○○年○○月○○日 ○○診療所開設

平成〇〇年〇〇月〇〇日 訪問看護ステーション〇〇開設

ないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
  - 注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、 資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項 の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
  - 注)1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
    - 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び 償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写し の添付に代えても差し支えない。
- (7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

平成○○年○○月○○日 ○○病院開設許可(平成○○年開院

予定)

平成○○年○○月○○日 ○○診療所開設

平成〇〇年〇〇月〇〇日 訪問看護ステーション〇〇開設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

平成○○年○○月○○日 公害健康被害の補償等に関する法律

の公害医療機関

小児救急医療拠点病院 平成○○年○○月○○日

平成〇〇年〇〇月〇〇日 エイズ治療拠点病院

注)全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース

契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式2~様式6 (略)

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

平成○○年○○月○○日 公害健康被害の補償等に関する法

律の公害医療機関

平成〇〇年〇〇月〇〇日 小児救急医療拠点病院

平成〇〇年〇〇月〇〇日 エイズ治療拠点病院

注)全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリー ス契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式2~様式6 (略)

# ○「地域医療連携推進法人の定款例について」(平成29年医政支発0217第1号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改正後	É	改正前				
別添		別添				
地域医療連携推進法人 (一般社団法人) の定 款例	備考	地域医療連携推進法人(一般社団法人)の定 款例	備考			
一般社団法人〇〇会定款	(略)	一般社団法人〇〇会定款	(略)			
第1章 名称及び事務所		第1章 名称及び事務所				
(名称) 第1条~第2条 (略)		(名称) 第1条~第2条 (略)				
第2章 目的及び事業		第2章 目的及び事業				
第6条 (略)		第6条 (略)				
第7条 本法人の開設する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院、第一種社会福祉事業を行う施設及び事業所)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。		第7条 本法人の開設する病院(診療所、介護老人保健施設、第一種社会福祉事業を行う施設及び事業所)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。				
(1)〇〇病院		(1)〇〇病院				

〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地

(2) 〇〇診療所

〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地

(3) 〇〇園

〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地

(4) 〇〇介護医療院

〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地

2 本法人が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

(1) 〇〇病院

○○県○○郡(市)○○町(村)○○番地

(2) 〇〇診療所

○○県○○郡(市)○○町(村)○○番地

(3) 〇〇園

○○県○○郡(市)○○町(村)○○番地

(4) 〇〇介護医療院

〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地

第3章 基金 (略)

第4章 社員

(法人の構成員)

第9条 本法人は、本法人の医療連携推進方

○○県○○郡(市)○○町(村)○○番地

(2) 〇〇診療所

〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地

(3) 〇〇園

〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地

2 本法人が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

(1) 〇〇病院

○○県○○郡(市)○○町(村)○○番地

(2) 〇〇診療所

○○県○○郡(市)○○町(村)○○番地

(3) 〇〇園

〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地

第3章 基金 (略)

第4章 社員

(法人の構成員)

第9条 本法人は、本法人の医療連携推進方

針に賛同する以下の法人等であって、次条の 規定により、本法人の社員となった者をもっ て構成する。

- (1) 本法人の医療連携推進区域において、 病院、診療所、介護老人保健施設<u>又は</u> 介護医療院を開設する法人
- (2) (略)
- (3) 本法人の医療連携推進区域において、 病院、診療所、介護老人保健施設<u>又は</u> <u>介護医療院</u>を開設する個人

(4)~(7) (略)

第 10 条~第 16 条 (略)

第5章~第12章 (略)

附則 (略)

針に賛同する以下の法人等であって、次条の 規定により、本法人の社員となった者をもっ て構成する。

- (1) 本法人の医療連携推進区域において、 病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設を 開設する法人
- (2) (略)
- (3) 本法人の医療連携推進区域において、 病院、診療所<u>又は</u>介護老人保健施設を 開設する個人

(4)~(7) (略)

第10条~第16条 (略)

第5章~第12章(略)

附則 (略)

# 〇「地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について」(平成29年医政支発0217第3号)の一部改正

													(	下線の部	分は改	(正部分)			
			改	正	後							改	正	前					
地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について(略)									地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について (略)										
別添1~別添5 (略)									別添1~別添5 (略)										
別添 1										別添 1									
事業報告書									事業報告書										
(自 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至 平成〇〇年〇〇月〇〇日)									(自 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至 平成〇〇年〇〇月〇〇日)										
1 地域医療連携推進法人の概要									1 地域医療連携推進法人の概要										
(1) ~(10) (略)									(1) ~(10) (略)										
(11) 病院等の参加施設の概況									(11) 病院等の参加施設の概況										
(単位:千円)									(単位:千円)										
	₩₽₽	施設	許可	市米ル	古光曲	<b>∆=</b> 1				₩₽₽	施設	許可	古光师	古光串	<b>∆=</b> 1				
No.	施設の	の	病床	事業収	事業費	会計	総資産		No.	施設の	の	病床	事業収	事業費	会計	総資産			
	名称	種類	数	益	用	年度				名称	種類	数	益	用	年度				
			_																

No.	施設の 名称	施設 の 種類	許可 病床 数	事業収益	事業費用	会計年度	総資産	No.	施設の 名称	施設 の 種類	許可 病床 数	事業収益	事業費用	会計 年度	総資産
1			床					1			床				
2			床					2			床				
3			床					3			床				
4			床					4			床				
5			床					5			床				

床 6 6 注1:介護老人保健施設<mark>又は介護医療院</mark>の許可病床数の欄は、入所定員 注1:介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を 及び通所定員を記載すること。 記載すること。 注2~注4 (略) 注2~注4 (略) (12) (略) (12) (略) 2 (略) 2 (略) 別添2~別添5 (略) 別添2~別添5 (略)